

令和元年度第1回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時:令和元年5月 15 日(水)10:00～12:00

2 場所:主婦会館プラザエフ 9階 スズラン

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、河村委員、高委員、大宮委員、小林委員、佐野委員、次郎丸委員、辻本委員、有賀委員、岩佐委員、宇田川委員、芳賀委員、村上(哲)委員、村上(弘)委員、大江委員、門山委員、小西委員、森田委員、山本委員

(2) オブザーバー

厚生労働省 森岡課長補佐、国土交通省 山口企画専門官(代理:小林係長)

(3) 事務局

消防庁 菅原審議官、鈴木予防課長、村田課長補佐、塩谷設備専門官、鈴木違反処理対策官、島村国際規格対策官、田中係長、坂本係長、吉田係長、祝迫事務官、畑澤事務官、段事務官、上村事務官、秋山技官

4 配付資料

資料1-1 消防用設備等の課題への対応について

資料1-2 立入検査の重点化・効率化に関する方策について

資料1-3 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策

資料1-4 火気電気設備等の安全対策

参考資料1-1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料1-2 令和元年度予防行政のあり方に関する検討会 委員名簿

参考資料1-3 平成30年度第1回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨(案)

参考資料1-4 消防法令の主な規制(概要)

参考資料1-5 超大規模防火対象物等における自衛消防活動のあり方に関する検討

参考資料1-6 消防用機器等の規格・認証制度の海外展開

参考資料1-7 消防同意の電子化に係る対応

参考資料1-8 屋外警報装置等の技術基準の検討

参考資料1-9 加熱式たばこ等の安全対策検討

5 議事

(1) 消防用設備等の課題への対応

(2) 立入検査の重点化・効率化に関する方策

(3) 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策

(4) 火気電気設備等の安全対策

(5) その他

6 主な意見交換（○:委員、●:事務局）

(1) 消防用設備等の課題への対応

- 消防用設備等点検報告制度における電子申請等の実現に向けて、難しい課題は多いと思うが、方向性は良いので引き続き検討してほしい。また、報告時に不具合がないことを求めると、「すべて正常」と偽って記載されてしまうこともあり得るので、一定の不具合率であっても許容されても良いのではと考える。
- セっかく点検したのに不具合があってもそれで良いとは言えないのではないかと。不具合があれば、それをしっかり直していただくための制度になるよう引き続き検討してほしい。
- 通常、点検 (inspection) と維持管理 (maintenance) は混同して運用されており、建築の防火シャッターでは、油を差すなど「維持管理」を実施してから「点検」を実施し、「正常に稼働」と結果を書いている。不具合がないことを求めると、本当に日常に「維持管理」されているかどうかまでわからなくなってしまうので、点検の結果、不具合があるという報告でも問題ないのではという考えで申し上げた。
- 消防用設備等の点検報告では、「措置内容」の欄に「○月○日改修予定」といった記入をしていただいて報告をすることも通常行われているので、不具合が改修されていないからといって、報告を受け付けないということはない。ただし、改修されていない場合は、消防本部において改修されるまで指導していくことになる。
- 日本国内では地下駐車場に泡消火設備が設置されているが、外国ではスプリンクラー設備が設置されることが多い。地下駐車場の消火設備として選択肢が複数あるにもかかわらず、泡消火設備が多く採用されることとなっている背景を整理すべきではないか。
- 例えば、法令で規定されている水噴霧消火設備については、排水のために床面に一定の傾斜を設ける必要があるが、施設側で対応することが難しい場合が多く、採用されていない可能性が考えられる。検討に際して現状の整理を行いたい。
- 音声警報を発する特定小規模施設用自動火災報知設備について、設置が見込まれる民泊施設では多くの外国人が利用すると考えられるので、多言語による音声警報を発した方が良いと考える。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、外国語の放送メッセージやデジタルサイネージの活用についてガイドライン等を作成し、普及を図っているところ。特定小規模施設用自動火災報知設備についてもそれらの内容を参考にして、どのような普及方策があるか検討したい。
- 放送メッセージの世界共通のルールがあると良い。国際的な会議の場で議論したら良いのではないかと。
- ガスの放出時間を2分間にした場合、従来のものより放出量が増加するという理解で良いか。また、ガスが放出される区画が広くなると、在館者の避難に時間を要することとなるのではないかと。
- 過去大臣認定を行った物件では、総放出量を変えずに放出時間を1分から2分に延長した場合においても、個々の防火対象物において1分と同等の消火性能があることが確認できたため認められている。ただし、本則化する場合、許容される最大の放出時間についてどの程度まで認められるかについては、さらなる技術的検討が必要と考えている。また、現状、防護区画の容積や面積等の上限を設定しているが、引き続き「在館者の避難困難性」等も踏まえて今後検

討するようにしたい。

- 本議題は、共同住宅において民泊を行うと、共同住宅における規制より強化されることになるので、より設置しやすい警報器等を検討していきたい、という趣旨で良いか。
- ご指摘のとおり。なお、民泊を行えば全てが規制強化になるわけではなく、いわゆる家主不在型の民泊を行う場合など火災危険性が高くなる場合に限定される。
- 特定小規模施設用自動火災報知設備による火災報知パターンが複数ある場合、防火管理者の行動パターンも複数想定されることになるが、整理はしているか。
- 火災発生時に講ずべき応急対応が複雑になり、混乱が生じないように、ある程度設備基準の方でも担保するべきだと考えている。その上で、リーフレット等において防火管理のポイントなどを示していくことが想定される。具体的には、今後検討したい。
- 発報は迅速に行う必要があると思うが、非火災報が続くと、非火災室の住戸の方が鳴動をそもそも停止してしまったり、避難をしなかったりする可能性もあるので、非火災報対策についても検討することが望ましい。
- 今までの検討の中でも同様なご意見をいただいております、安全面と実用面を考慮して引き続き検討したい。

(2) 立入検査の重点化・効率化に関する方策

- 非常に良い取組なので、全国消防長会と連携する等により、より安全に寄与するよう実態に即して行ってほしい。
- 防火管理者に向けて、立入検査等の重要性を教育する基本的な動画があっても良いのではないかと。また、防火に関する規定が、どのような法体系で、どのような目的で規定されているかについても盛り込むとなお良い。
- 今後作成する消防職員向けの立入検査の教養シミュレーション動画をもとにして、防火管理者（一般の方々）向けの動画を作成できないか検討したい。また、頂戴したアドバイスは動画作成時に参考とさせていただく。
- 立入検査の教養シミュレーション動画について、若手職員の育成にどれだけ活用できるか全国消防長会の予防委員会等を通じて議論していきたい。また、立入検査の優先順位に係る取組みは良い取組みだと考えている。さらに、IoT 機器の活用も有効だとは思いますが、予算上の制限がかかる本部もあると思われるので、そのような実情も考慮した上で検討を進めていただきたい。
- 立入検査の実施状況や立入検査実施職員の不足状況等について、各消防本部の実態を踏まえて、課題を整理した上で、いま考えている対策案の検討を進めたい。また、IoT 機器導入における標準的な仕様書の作成や、既に IoT 機器を立入検査に導入している消防本部から未導入消防本部へアドバイザーを派遣する取組み等について検討を行いたい。
- 病院における避難誘導に関するリーフレットを作成したことがあるが、病院関係者は、消防職員ならば多くの者が知っているような言葉（「防火区画」など）を知らないことが想定されるので、一般向けに動画を作成されるのであれば、消防職員と一般の方との間で理解の乖離が生じないようなものにしていただきたい。
- 承知した。今後の業務の参考のため、当該ガイドライン等を見せていただければ幸いである。

- 資料1-4の6ページ「適正に管理されている建築物」の要件の中で、④「適切な維持・管理に係る教育動画を視聴」とあるが、すでに各現場では防火管理者協議会などで研修や各種ツールによる勉強会などを行っている。指定された動画に限定されるとかえって実効性が低いものになりかねないので、内容については柔軟に対応できるよう検討してもらいたい。
 - 現状はあくまで素案であるので、実効性を高めるために引き続きアドバイスをいただきながら、柔軟に検討を行っていく。
 - 「適正に管理されている建築物」等のジャンル分けについて、それぞれが防火対象物全体の何割程度を占めるのか、統計データはあるか。
 - 現時点ではそのようなデータはないが、今後、検討を行う作業チームにおいて、いくつかの消防本部のモデルケースを調べながら、適正に管理されている建築物の該当要件についての検討を進めたい。
- (3) 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策
- 「木造密集地域」の定義付けについてどのように考えているのか。
 - 「木造密集地域における消火設備の設置義務化」を図るものではなく、防火安全対策の一環として自動消火装置等に係る新しい選択肢の提示を図るものであり、「木造密集地域」の定義を行うことや新たに規制を設けることを検討の目的としていない。
 - 糸魚川市の火災では非常に広範囲にわたる被害があったので、小規模飲食店において、消火器の設置義務を強化するだけではなく、その場を離れると消火器では消せない可能性があるため、もう少し踏み込んだ規制についても検討すべきではないか。
- (4) 火気電気設備等の安全対策
- 意見なし
- (5) その他
- 日本には直進方向の矢印を有する通路誘導灯は存在しない。現行の横向き矢印のものは、進行方向に対して平行な向きに設置され、横からでは視認しにくいいため、直進方向の矢印を有する通路誘導灯について今後検討してみてもどうか。

以上